

①避難情報の変更過程及び警戒レベルと避難情報の関係

1 災害対策基本法改定に伴う避難情報の変更

令和元年台風19号では、1都12県で大雨特別警報が発表され、各所の河川において142箇所が決壊するなど広域に甚大な被害が発生しました。この時、警戒レベルの運用により、避難情報等は分かりやすくなりましたが、警戒レベル4に避難勧告と避難指示（緊急）の両方が位置づけられており、分かりにくいとの課題が顕在化しました。このため、災対法が改正され、警戒レベル4の避難勧告と避難指示については「**避難指示**」に一本化され、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令し、さらに警戒レベル5を「**緊急安全確保**」とし、災害が発生・切迫し、立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に、直ちに安全確保を促すことができるなど、避難情報が改善されました。

2 各警戒レベルに対応する行動と情報

警戒レベルは、災害発生の高まりに応じて居住者等がとるべき行動と当該行動を居住者等に促す情報を関連付けています。

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促がす情報
警戒レベル1 (今後気象状況悪化のおそれ)	<ul style="list-style-type: none"> 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める 	<ul style="list-style-type: none"> 早期注意情報（警報級の可能性）（気象庁が発表）
警戒レベル2 (気象状況の悪化)	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注視など避難に備え自らの避難行動を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> 注意報（気象庁が発表） (大雨・洪水・高潮が対象)
警戒レベル3 (災害のおそれあり)	<ul style="list-style-type: none"> ※高齢者等は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難（市が発令）
警戒レベル4 (災害のおそれ高い)	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示（市が発令）
警戒レベル5 (災害発生又は切迫)	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難することが、かえって危険である場合、緊急安全確保する ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動をとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとはかぎらない 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急安全確保（市が発令） (必ず発令される情報ではない)